



平成 25 年 5 月 14 日

各 位

会 社 名 株式会社 J ストリーム
本社所在地 東京都港区芝二丁目 5 番 6 号
代表者氏名 代表取締役会長兼社長 白 石 清
(コード番号: 4308 東証マザーズ)
問合せ先 取締役 管理本部長 保 住 博 史
電話 03-5765-7744

株式の分割及び単元株制度の採用及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成25年5月14日開催の取締役会において、株式分割の実施及び単元株制度の採用及び定款の一部変更について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

また、同取締役会において「定款一部変更の件」を平成25年6月27日開催予定の第16期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、併せてお知らせいたします。

なお、株式分割の実施及び単元株制度の採用については、平成25年6月27日開催予定の定時株主総会における定款一部変更案の承認を条件としております。

記

1. 株式の分割及び単元株制度の採用及び定款の一部変更の目的

単元株式数(売買単位)を100株に統一することを目的として全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」(平成19年11月27日付け)及び「売買単位の100株と1000株への単位の集約に向けた行動計画」(平成24年1月24日付け)の趣旨に鑑み、1株を100株に株式分割するとともに単元株制度を採用いたします。なお、この株式の分割及び単元株制度の採用に伴う投資単位の実質的な変更はありません。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成25年9月30日(月)を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を、1株につき100株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

平成25年9月30日(月)最終の発行済株式総数に99を乗じた株式数とします。平成25年5月14日(火)現在の発行済株式総数を基準に計算すると次のとおりとなります。

①株式の分割前の発行済株式総数	140,287株
②株式の分割により増加する株式数	13,888,413株
③株式の分割後の発行済株式総数	14,028,700株
④株式の分割後の発行可能株式総数	55,000,000株

(3) 分割の日程

①基準日公告日	平成25年9月13日(金)
②基準日	平成25年9月30日(月)
③効力発生日	平成25年10月1日(火)

3. 単元株制度の採用

(1) 新設する単元株式の数

平成25年10月1日の効力発生日をもって単元株制度を採用し、単元株式数を100株とします。

(2) 新設の日程

効力発生日 平成25年10月1日（火）

（ご参考）上記単元株制度の採用に伴い、平成25年9月26日（木）をもって、東京証券取引所における売買単位も1株から100株に変更されることとなります。

4. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

①株式分割及び単元株制度の採用

当社は、本日開催の取締役会において、平成24年10月1日（火）を効力発生日として、1株を100株に分割するとともに、1単元の株式の数を100株とする単元株制度を採用する旨並びに会社法第184条第2項及び第191条の規定に基づき、現行定款第6条（発行可能株式総数）の変更及び第7条（単元株式数）の新設並びにこれに伴う条数の繰下げの効力発生日を定めるため、附則第1条を新設する旨の決議をいたしました。

②上記の変更に伴い、平成25年6月27日（木）開催予定の第16期定時株主総会において、変更定款案第10条（単元未満株式を有する株主の権利）及び第11条（単元未満株式の買増し）附則第2条の新設を上程するものであります。

③また、平成25年6月27日開催予定の定時株主総会において、現行定款第13条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）及び第33条（剰余金の配当等の基準日）について、一部語句修正等所要の変更を行うものであります。

④その他、条文の新設に伴い必要となる条数繰下げを行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

下線分は変更箇所

現 行 定 款	変 更 案	
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、550,000株とする。	<u>(発行可能株式総数)</u> 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>55,000,000株とする。</u>	※1
(新設)	<u>(単元株式数)</u> 第7条 当社の単元株式数は、100株とする。	※1
第7条～第8条 (記載省略)	第8条～第9条 (現行通り)	
(新設)	<u>(単元未満株式を有する株主の権利)</u> 第10条 当社の単元未満株式を有する株主は、 <u>その有する単元未満株式について、次に掲げる権</u>	※2

<p>(新設)</p>	<p>利以外の権利を行使することができない。 <u>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> <u>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u> <u>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u> <u>(4) 次条に定める請求をする権利</u></p> <p><u>(単元未満株式の買増)</u></p> <p><u>第11条 当会社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</u></p>	<p>※2</p>
<p>第9条～第12条 (記載省略)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第13条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主(実質株主を含む。以下同じ。)に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>第12条～第15条 (現行通り)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>※3</p>
<p>第14条～第32条 (記載省略)</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第33条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>2 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</p>	<p>第17条～第35条 (現行通り)</p> <p>(剰余金の配当の基準日等)</p> <p>第36条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>2 当社の中間配当は、<u>基準日を毎年9月30日とし、取締役会の決議により、これを行うことができる。</u></p>	<p>※3</p>
<p>第34条、第35条 (記載省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第37条、第38条 (現行通り)</p> <p>附則</p> <p><u>第1条 第6条の変更及び第7条の新設並びにこれに伴う条数の繰下げの効力発生日は、平成25年10月1日とする。</u></p>	<p>※1</p>

	<p><u>2 前条及び本条の規定は、平成 25 年 10 月 1 日をもってこれを削除する。</u></p> <p><u>第 2 条 第 10 条・第 11 条の新設並びにこれに伴う条数の繰下げの効力発生日は、平成 25 年 10 月 1 日とする。</u></p> <p><u>2 本条の規定は、平成 25 年 10 月 1 日をもってこれを削除する。</u></p>
--	--

※2

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定） 平成25年 6 月27日

定款変更の効力発生日

※1 現行定款第 6 条の変更、変更案第 7 条及び附則第 1 条の新設 平成25年10月 1 日
 （本日平成25年5月14日開催の取締役会において決議）

※2 変更案第 7 条第10条第11条及び附則第 2 条の新設 平成25年10月 1 日

※3 現行定款第13条第33条の変更 平成25年 6 月27日
 （本日平成25年5月14日開催の取締役会において、平成25年6月27日開催予定の第16回定時株主総会に付議することを決議）

以 上